

《かさしん自動機登録振込規定》

1. (カードの利用)

かさしん自動機振込は、当組合の現金自動預入支払機(以下「自動機」という)を使用して次の場合に利用することができます。

普通預金を払戻し、同時に代わり金をあらかじめご指定いただいた当組合本支店、または当組合以外の金融機関の本支店におけるお受取人の当座預金、または普通預金口座に振込入金することができます。この場合、利用できる自動機は、画面上に「お振込み」のご案内表示があるものに限られます。

2. (振込先の登録)

(1) 事前に「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」を営業店窓口へ提出することにより、振込先の登録を行います。登録作業完了後に振込取引が可能となります。

なお、振込先の登録数は、振込依頼人ごとに当組合の定めた数とします。

(2) 新たな振込先を増やす場合は、「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」に記入し営業店窓口へ提出して下さい。

なお、当組合の定めた数を超えての追加申し込みは出来ません。

(3) 既に登録申し込みをしている振込先に変更があった場合、「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」に記入し営業店窓口へ提出して下さい。

(4) 振込先の金融機関が、統廃合等により金融機関名が変更となった場合、振込できないことがあります。その場合は、「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」により変更の手続きを行って下さい。

(5) 不要となった振込先を消す場合は、「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」を営業店窓口へ提出して下さい。

(6) 2年以上、振込取引が行われていない振込先は、予告なしに、その登録先を削除する場合があります。

3. (振込)

(1) 自動機を使用して振込をするときは、自動機にカードを挿入し届出の暗証番号、登録番号、振込金額を画面上で操作して下さい。なお、現金での振込お取引はできません。

挿入されたカードの口座より指定された金額を自動的に払戻し、お振込先口座へ振込入金します。この場合、払戻口座の通帳および払戻請求書、また振込依頼書の提出は必要ありません。

(2) 自動機による1回あたりの振込金額は、当組合の定めた範囲内の任意の金額とします。

(3) 自動機の案内手順に従って操作し、振込先の「確認」を押されたあとは、取消しはできません。

(4) 自動機の操作の時間帯により、当日中に指定された口座に振込入金できない場合があります。その場合は自動機の操作中その旨の確認の画面が表示されます。

4. (解約)

(1) 「振込先(登録・変更・解除)依頼書(ATMによる振込)」を営業店窓口へ提出することで、自動機による振込取引を解約することができます。

(2) 「2. (振込先の登録). (5)」または、「2. (振込先の登録). (6)」により、すべての振込先が削除された場合、自動機による振込取引を解約されたとみなします。

5. (手数料)

(1) 自動機を利用して振込をするときは、電信扱いで処理し、当組合が別にお知らせした振込手数料をお支払いいただきます。

(2) 振込金額と振込手数料金額との合計額が払い戻すことのできる預金金額をこえるときは振込できません。

6. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、「普通預金規定」および「かさしんキャッシュカード規定」により取り扱います。

7. (規定の変更)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。